

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年7月5日認可した。

平成25年7月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新湧地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）買田池地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）二反地川地区